

船坂野営場利用時のマナー(お願い事項)

1. 野営場コンセプト

- ・ボーイスカウト教育野営地としての主旨を踏まえ、地元自治会・消防署・近隣地主に理解・協力を得て使用しています。隣地とは境界杭(一部ロープで明示)が設置されていますので、指定区域以外は立入禁止です。
- ・また、狩猟期には「わな」が仕掛けられている箇所がありますので、興味本位で近づくことのないよう利用責任者は周知をお願いします。

2. 野営場施設

- ・船坂野営場は、西宮市の市街化調整区域にあり、上下水道設備・便所・電気設備の設置が制限されています。
- ・掲揚柱は、常設掲揚柱が設置されています。
- ・簡易トイレは、2基設置しています。簡易トイレは、足ふみ式の水洗トイレです。水洗用水をトイレからパイプを繋いだ20ℓポリタンクに貯めています。使用開始前に必ずポリタンクの水容量を確認して、併設の200ℓタンクから水を補充するなど、パイプ内に空気が入らないようチェックのうえ利用を開始してください。(利用要領:チェックリスト③)
なお、簡易トイレの扉は、施錠しています。利用開始前に開錠するとともに、利用後は清掃終了後に必ず責任者が施錠をしてください。(利用要領:チェックリスト④)
また、簡易トイレには、トイレトーパー以外のものを流さないようにしてください。トイレトーパーは、常備していません。各自、利用者が持参し、使用してください。
- ・防火用水は、野営場内に200ℓタンクを2基と20ℓポリタンクを設置しています。水量が少ない場合は、退出時に適宜充填をお願いします。(利用要領:チェックリスト⑤)
- ・野営場中央に緊急時避難用マーキーテントを常設しています。各種備品を備え置いています。利用後は必ず元通りに格納をお願いします。(利用要領:チェックリスト⑥)
- ・常設マーキーテント裏には、パイオニアリング用の縛材を格納しています。利用申請は不要ですが、利用後は必ず色分けした長さに応じて元の位置に格納するとともに、風雨に耐えるようにシートを被せる等の措置をしてください。縛材の無断切断は厳禁です。(利用要領:チェックリスト⑦)

3. 水の確保

- ・水道設備はありません。炊事に使用する上水は、各自持参してください。
- ・雑用水については、「桂山荘」前の側溝から取水が可能です。(地元水利権者から利用承諾を受けています。念のため、利用代表者は、取水前に「桂山荘」へ挨拶をしてください。また、側溝の造作物には絶対に手を触れないよう注意してください。自動車は側溝横に一時停車可能です。利用要領別添④の地図に従い利用してください。
- ・なお、側溝の水量が少ない場合は、無理に取水することなく、春至山荘から調達して下さい。
※春至山荘の借用については、別に県連事務局へ手続きと鍵の借入れ手続きが必要です。

4. ごみ・汚水・生活用水の処理

- ・汚水・生活用水の処理については、「簡易濾過装置(炊事章課目)」を制作・持参のうえ、ごみを取り除いた上で、地中へ排水しても構いません。油分は、吸着させて焼却処分するか各自その他のごみとともに持ち帰ってください。ごみの野営場放置は厳禁です。(利用要領:チェックリスト⑨)
- ・食器洗剤は、環境に配慮して自然成分100%(やしのみ洗剤等)のものを使用してください。(利用要領:チェックリスト⑩)

5. 火気利用時の留意点

- ・薪は、野営場に残置している倒木松等を利用してください。
- ・炊さん・営火ともに地面直火は厳禁です。必ず、立ちかまどかマーキーテント内の半ドラム缶を使用してください。
- ・使用後の消し炭は、野営場内に設置の一斗缶に適宜投入し、退場時には必ず消火の確認をお願いします。(利用要領:チェックリスト⑪)

6. 野営場の環境保護

- ・杉・檜は、野営・行事委員会が必要に応じて整備しています。立木を利用する場合は、表皮の保護を忘れずに措置をお願いします。立木の伐採は、関連法により制限されています。腐木を除き幹の直径が5cm以上のものは伐採禁止です。
- ・また、桜の苗木100本とどんぐりを植樹して森の育成を行っています。野営時にむやみな立木伐採は厳に慎んでください。立ちかまど等、野営工作物用の木はサイト周辺に集め、次の利用者のためにリユースします。ご協力をお願いします。
- ・野営場内で野良犬・猫・猪等の動物の死骸を発見した場合は、下記の連絡先へ速やかに電話連絡し、回収を依頼して下さい。回収費用は無料です。

【連絡先】西宮市ごみ電話受付センター 0798-26-5041

(受付時間:平日・祝日 9:00~19:00、土・日 9:00~17:00)

以上

※文中の利用要領は、県連HPIに掲載の「船坂野営場 利用要領 Ver.10」を指します。